

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3007号)

令和5年7月27日

横情審答申第3007号

令和5年7月27日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和3年7月12日健こ第628号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の不認定通知にかかる行政文書の一式 診断書記載内容に係る医療機関への照会書面、書面審査会或いは判定会等の議事含む（横浜市健こ企指令第6号 令和3年4月22日送達分）」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月19日付で行った「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

本人開示請求者以外の申請者の情報及び会計年度任用職員のサインは本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

(2) 旧条例第22条第7号柱書の該当性について

自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定に係る判定については、健康福祉局障害福祉部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）のセンター長（以下「センター長」という。）が判断するが、その真正を担保するために精神保健指定医資格を有する外部の医師を委嘱し、意見を聴取している。そして、判定結果により、精神通院医療費の支給

の適否が決まる。

嘱託医師の氏名を開示すると、意に反する判定結果となった申請者が嘱託医師へ不当な圧力を加える可能性は否定できず、何かしらの圧力を懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることで、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。実際、こころの健康相談センターには、電話や窓口などで判定結果に対する苦情の申立てが頻繁にされている。

また、上記のような自身に対する圧力への懸念から、嘱託医師が委嘱を辞退するなどの状況が生じ得る。現状において、嘱託医師の確保に苦慮している状況であり、精神通院医療の申請件数が年々増加している中で、嘱託医師の確保がますます困難となり、判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、非開示にした嘱託医師の氏名を開示を求める。
- (2) 雇用されている嘱託医師については、医療行為である診察、診断等を実施しておらず、診断書の書面判定を行っているだけである。
- (3) 公務所での事務職等の公務員の事務、嘱託看護師、嘱託臨床技師であるならば開示は拒めるが、医師には、たとえ横浜市条例といえども開示を拒めない。
- (4) 嘱託医師の非開示の理由は、氏名の公開による「支障」、「可能性」、「おそれ」に終始しているが、実際に発生した事実の説明が一切ない。氏名開示を行っている多数の地方公共団体における実影響があった例示がないと論拠、説得性はなく、この危惧だけで、開示された医師に対して法的保護の対象にならない。
- (5) 複数の嘱託医師での判定作業、意見は、合議で行っているから氏名を開示しても特定できるものではない。嘱託医師の立場は、法令にあるこころの健康相談センターが行うべき業務を肩代わりしていることから、氏名の開示を拒める事由に当たらない。
- (6) 請求の対象は、本人開示請求に係る保有個人情報として、「精神通院医療支給認定申請の不認定通知にかかる行政文書一式」、「診断書記載内容に係る医療機関への照会書面、書面審査会或いは判定会等の議事含む」であった。審査請求人は、不認定通知に至るまでのすべての作業過程の行政文書の一式のことであり、決定後の起案文書のことでないことを指摘する。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

(2) 精神通院医療の支給認定に係る事務について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下「受給者証」という。）を交付し、医療費の一部を公費で支給することとしている。

横浜市では、支給認定の申請の受付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課の窓口及び健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターで行い、こころの健康相談センターで支給認定の適否の判定を行っている。

こころの健康相談センターでは、横浜市こころの健康相談センター嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月22日健こ第476号（局長決裁））により、嘱託医師を委嘱している。

支給認定は、複数の嘱託医師の意見を踏まえてセンター長が適否を判断する。こころの健康相談センターは、支給認定を行った場合は原則として郵送で受給者証を交付している。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が令和3年3月3日に行った精神通院医療の支給認定申請に対する不認定の決定に係る起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記録された起案用紙、不認定とされた者等の一覧、審査請求人が提出した支給認定申請書、審査請求人宛ての不認定通知書案、区宛ての通知書案及びその他添付文書からなる。

イ なお、審査請求人が開示するよう求めているのは嘱託医師の氏名のみだと解されるため、当審査会では、その旧条例第22条第7号柱書の該当性を判断する。

(4) 旧条例第22条第7号柱書の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する

情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、嘱託医師の氏名について本号柱書に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 精神通院医療の支給認定については、嘱託医師の意見を踏まえて、最終的にはセンター長が行い、その認定が指定医療機関での医療費の自己負担割合に影響する。実施機関の説明によれば、不認定判定の理由を執ように問いただされる等、長時間にわたり苦情の対応に追われ、通常業務への著しい支障が現に生じているとのことである。このような状況の中、嘱託医師の氏名を公にすると、その苦情等が当該嘱託医師に対して寄せられることも想定されるし、そのことを懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることも考えられる。

さらに、嘱託医師の確保に苦慮している現状を踏まえると、嘱託医師の氏名を公にすることは、嘱託医師の確保をますます困難とし、精神通院医療の支給認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。

以上のことから、本件保有個人情報に記載されている嘱託医師の氏名は本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 7 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 8 月 19 日 (第272回第三部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 8 月 24 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 8 月 24 日 (第352回第一部会) 令和 3 年 8 月 25 日 (第403回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 9 月 10 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 4 月 24 日 (第372回第一部会)	・ 審議
令和 5 年 5 月 25 日 (第373回第一部会)	・ 審議
令和 5 年 6 月 22 日 (第374回第一部会)	・ 審議